

您知道吗？2项给付金 关于“临时福祉给付金”与 “育儿家庭临时特例给付金”

通过将社会保障制度同时稳定在财政和机制方面，为了让民众能安心利用的改革，将推进“社会保障和税制的一体化改革”。正像大家所知道的那样，从2014年4月，消费税率由5%上涨为8%。（税制根本改革法规定，从2015年10月起消费税率上调至10%。届时综合考虑经济状况等因素，重新进行研讨。）上调部分均用于充实和稳定育儿、医疗/护理、养老金。而此次的消费税率上调后的经济增长力水平的提高和良好循环，从而有助于经济可持续增长，决定了“经济一揽子政策”。作为其中一部分，而发放2项给付金。

※2014年1月1日当日，住民票所属于日本国内的市町村时，只要符合发放条件，外国人也可以成为发放的对象。另外，在领取支援给付金的遗华日本人和接受生活保护者除外。

※能够领取的给付金，仅限临时福祉给付金、育儿家庭临时特例给付金的其中1种。

【临时福祉給付金】

发放对象：2014年度的市町村民税的非课税者

※纳税者的扶养亲属除外

发放额：每人1万日元（养老金和儿童津贴等的领取者为1万5千日元）

【育儿家庭临时特例给付金】

发放对象：2014年1月份的儿童津贴等的领取者并且2013年所得是不超过儿童津贴的所得限额者

发放额：每个儿童1万日元

《申请方法》

具体的申请方法和申请期间，根据各市町村

2つの給付金をご存知ですか？

「临时福祉給付金」と

「子育て世帯臨時特例給付金」

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための「社会保障と税の一體改革」が進められています。皆さんもご存知のように、2014年4月、消費税率は5%から8%に引き上げられました。（2015年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこなうことになっています。）この引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使われます。

そして、消費税率の引上げ後の経済成長の底上げと好循環の実現をはかり、持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」が決定されました。その一環として2つの給付金が支給されます。

※2014年1月1日時点で住民票が日本国内の市町村にあり、支給要件を満たしていれば外国籍の方も支給対象になります。なお、支援給付金を受給されている中國残留邦人の方や生活保護受給者は対象外です。

※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

【临时福祉給付金】

対象者：2014年度分の住民税の非課税者※課税者の扶養親族は除く
支給額：1人につき1万円（年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円）

【子育て世帯臨時特例給付金】

対象者：2014年1月分の児童手当等の受給者かつ2013年の所得が児童手当の所得制限額未満の方

支給額：子ども1人につき1万円

而有所不同。详情请向各市町村确认。

《咨询处》

○关于申请方法的咨询：

各市町村（申请处为在2014年1月1日当
日，住民票的所属市町村。）



○关于制度的咨询：

厚生劳动省

2项给付金专用拨号

0570-037-192

(受理时间 9:00-18:00)

网站 www.2kyufu.jp

请注意“临时福祉给付金”和“育儿家庭临时特例给付金”的“汇款诈骗”和“个人信息炸取”。

如收到冒充市町村和厚生劳动省等的可疑电话和邮件，请联系您所在的市町村和公安局（或拨打警察咨询专门电话#9110）。

（参照厚生劳动省网站）

《申請方法》

具体的な申請方法や申請期間は市町村によ
って異なります。詳細は各市町村へご確認
ください。

《問い合わせ先》

○申請方法に関するお問い合わせ：

各市町村（申請先は2014年1月1日時点で
住民票がある市町村です。）

○制度に関するお問い合わせ：

厚生労働省

2つの給付金専用ダイヤル

0570-037-192

（受付時間 9:00-18:00）

ホームページ www.2kyufu.jp

**注意：「临时福祉給付金」や「子育て世帯臨時
特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報
の詐欺」にご注意ください。**

市町村や厚生労働省などをかたった不審な
電話や郵便があつた場合は、お住まいの市町
村や警察署（または警察相談専用電話 #
9110）にご連絡ください。

（参考：厚生労働省ホームページ）